

 <p>平成 22 年 5 月 31 日 品川税務署 税務署長殿</p>		所管	業種目	概況書	要否	別表等	青色申告	一連番号
納税地	東京都品川区東五反田1-2-33	事業種目	パソコンソフトの販売	期末現在の資本 本金の額又は 出資金の額	500,000,000 円	整理番号		
(フリガナ)	パーソナルメディアカブシキカイシャデンシカイケイジヨウブ	同非区分	特 定 同族会社	同族会社	非同族会社	事業年度 (至)		
法人名	パーソナルメディア株式会社電子会計事業部	一般社団・財団 法人の区分	非営利型法人	普通法人		売上金額	1000	
(フリガナ)		経理責任者 自署押印	①		申告年月日			
代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等			申告区分	庁指定	局指定	指導等
代表者 住 所	東京都品川区	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等実勢計算書又は損益金型分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		通信日付印	確認印	省略	年 月 日

平成 21 年 4 月 1 日

翌年付	要	降	否	送	要	否
-----	---	---	---	---	---	---

事業年度分の 確定 申告書

平成 22 年 3 月 31 日

( 中間申告の場合 平成 年 月 日 ) ( 合の計算期間 平成 年 月 日 )

税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有	
--------------------	--	----------------------	--

所得金額又は欠損金額 (別表四「39の①」)	1	12000000000	この申告による 還付金額	所得税額等の還付金額 (46)	16	
法人税額 (36)又は(37)	2	36000000000	この申告が修正申告である場合	中間納付額 (14)-(13)	17	
法人税額の特別控除額	3			欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	18	
差引法人税額 (2)-(3)	4	36000000000		計	19	
リース特別控除取戻税額	5			所得金額又は 欠損金額	20	
課税土地譲渡利益金額	6	000	課税土地譲渡 利益金額	21		
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7		課税留保金額	22		
課税留保金額 (別表三(一)「31」)	8	000	法人税額	23		
同上に対する税額 (別表三(一)「39」)	9		還付金額	24		
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	36000000000	この申告により納付すべき法人税 額又は減少する還付請求税額((1)(15) (23)若しくは(15)+(24)又は (24)-(19))	25	00	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	11		欠損金又は災害損失等の当期控除額(別表 七(一)「2の計」+別表七(二)「11」、「22」 又は「31」)	26		
控除税額 (11)(10)-(11)+(40)のうち少ない金額)	12		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失(別表 七(一)「3の合計」)	27		
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13	36000000000	この申告の修正の 申出申告書 がの	28		
中間申告分の法人税額	14	000	欠損金又は災害損失 等の当期控除額	29		
差引確定 法人税額 (13)-(14)	15	36000000000	(30)の18%相当額	34		
中小法人等の場合 の計算	30	000	(31)の30%相当額	35		
(1)の金額又は800万円× 相当額のうち少ない金額	31	000	法人税額 (34)+(35)	36		
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(30)	32	000	法人税額 (33)の30%相当額	37	36000000000	
所得金額(1) (30)+(31)	33	12000000000	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	40	00	
所得金額(1)	33	12000000000	同上	41		
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38	0	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	47		
同上	39	0	銀行 本店・支店			
外国税額 (別表六(二)「21」)	43		金庫・組合 出張所			
計 (42)+(43)	44		農協・漁協 本所・支所			
控除した金額 (12)	45		郵便局名等			
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	46		預金			

決算確定の日 平成 年 月 日 22 5 15

税理士 署名押印	①
-------------	---

別表一 (一) 普通法人 特定の医療法人を除く。(二) 一般社団法人等及び人格のない社団等の分

平二十一・四・一以後終了事業年度分